

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3 月 31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第24号

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
附 則				附 則			
1－3 （略） （四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）				1－3 （略）			
4 <u>平成29年4月1日前に四條畷市上下水道局行政財産使用許可規程（平成18年四條畷市水道企業管理規程第3号）、行政財産使用料条例（昭和57年太子町条例第11号）及び千早赤阪村行政財産使用料徴収条例（昭和59年千早赤阪村条例第7号）（以下これらを「市町村の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u>							
5 <u>市町村の条例等で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程で定める様式により作成した用紙として使用することができる。</u>							
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
水質管理センター	（略）	（略）	（略）	水質管理センター	（略）	（略）	（略）
水道センター			水道センターに係る固定資産管理				
四條畷水道センター	総務課長	庶務担当主査					
上記以外	所長が指定する者	所長が指定する者					

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。